

体育・スポーツ研修会等への講師派遣事業 実施要領

長野県生涯学習推進センター

1 目的

県民一人ひとりの生活や心をより豊かにするといった「ウェルビーイング」の実現に向けて、子どもから高齢者まで幅広い世代の運動・スポーツ機会の充実を図るため、学校や団体等が主催する研修会・講習会・体験会等に対して、専門主事を講師派遣します。

2 事業内容

次の掲げる研修会・講習会・体験会等の講師として、専門主事を派遣します。

- (1) 教職員やスポーツ指導員等の資質向上を目的とする研修会等
- (2) 県民の体力向上や健康増進を目的とする研修会等
- (3) ニュースポーツ・パラスポーツの普及を目的とする研修会等

3 派遣費用

専門主事の派遣に要する経費（旅費等）は、県が負担します。

4 派遣申請について

講師派遣を希望する団体は、「専門主事派遣申請書」を生涯学習推進センター生涯スポーツ担当あてに提出してください。

5 派遣決定について

生涯学習推進センター所長は、専門主事の派遣について、講師派遣の可否について検討し、派遣が適当と認める場合に、派遣申請団体に対して、派遣決定通知を送付します。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。